⑵⑼　投資リスク

ａ　信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

ｂ　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑶⑽　信託財産の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（⑶⑴及び⑶⑵ａにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。（35―２）において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35―２）ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

ｂ　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

ｃ　最近２計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

ｄ　信託財産に銀行等の貸付債権が含まれる場合には、委託者である銀行等は、財産目録及び貸付債権信託計算書の作成に関与した銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項の規定により信託業務を営むことの認可を受けた当該信託の受託者に限る。）による意見書を本項の冒頭において掲記すること。

ｅ　当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託財産に関し他の種類の受益権又は他の種類の内国信託社債権を有している者がいる場合には、当該受益者又は社債権者の受益権又は債権額に応じて配分された後の経理の状況についても記載すること。

⑶⑴　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（⑶⑵ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑶⑵ａにおいて同じ。）も記載すること。

⑶⑵　損益計算書

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

⑶⑶　証券事務の概要

当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に関し、次の事項を記載すること。

ａ　名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

ｂ　証券所有者に対する特典

ｃ　内国信託受益証券（内国信託社債券）に譲渡制限が付されている場合には、その内容

ｄ　その他内国信託受益証券（内国信託社債券）事務に関し投資者に示すことが必要な事項

⑶⑷　その他

ａ　当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

ｂ　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

⑶⑸　受託者の概況

ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近５年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

ｂ　受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(35―２)　経理の状況

ａ　受託者の経理の状況について企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部　企業情報」の「第５　経理の状況」に準じて記載すること。

ｂ　受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１項第１号に規定する連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１項第１号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｃ　受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、ａの記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(35―３)　利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

⑶⑹　その他

ａ　受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

ｂ　信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。信託財産の信託業務以外の業務につき、信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

ｃ　受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

⑶⑺　委託者の状況

委託者が会社である場合、⑶⑸から（35―３）までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

⑶⑻　名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

⑶⑼　関係業務の概要

信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。

⑷⑽　資本関係

発行者及び他の関係者との資本関係を記載すること。